

鹿 児 島 県 公 報

令和8年7月31日（金）第741号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（2件）

（都市計画課取扱い） 1

告

示

鹿児島県告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和8年7月31日

鹿児島県知事 塩田康一

1 施行者の名称

志布志市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 志布志都市計画下水道事業

(2) 名称 志布志市公共下水道

3 事業施行期間

平成10年11月20日から令和14年3月31日まで（変更前平成17年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

平成10年11月20日鹿児島県告示第1636号の事業地を削る。

(2) 使用の部分

平成10年11月20日鹿児島県告示第1636号の事業地に大字志布志町安楽字山下、字前田、字渡口、字大丸、字川尻、字中島、字水ヶ迫、字船磯、字鳥井下及び字池田並びに大字志布志町志布志字宗妻、字大迫大道、字北大原、字前堀、字稲荷畑、字小堀、字尖堀、字新堀、字小並松及び字南大原の各全部並びに大字志布志町安楽字西川、字内田、字前畑、字宮脇、字勢園、字岩戸、字前原、字平下、字宮ノ上、字宮下、字宮内、字下原、字八ヶ代、字外園、字二反子、字迫田口、字別府、字別府上、字田尾、字北又、字汐掛、字外間瀬及び字水溜、大字志布志町志布志字仮又、字天王寺、字伊勢堀、字北牧、字並松、字牧、字南牧、字松尾堀、字榎ヶ迫、字外堀、字中ノ畑、字坂之上、字関屋、字杉木、字吹上、字一丁目、字二丁目、字三丁目、字水ヶ迫及び字東町並びに大字志布志町帖字五官仙、字四ツ土光、字中大原、字梨ノ木、字古屋敷、字北ノ又、字西谷口、字松尾、字立山、字松原、字西中尾、字内城、字高浜、字高城、字宇都ノ上、字宝満、字向川原、字野首、字天神田、字志布志、字菖蒲山、字南中尾、字南新堀、字中道、字馬場ヶ迫、字山之神及び字南坂ノ上の各一部を加える。

鹿児島県告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和8年7月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
志布志市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 志布志都市計画下水道事業
 - (2) 名称 志布志市都市下水路
- 3 事業施行期間
平成10年11月20日から令和14年3月31日まで（変更前平成17年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成10年11月20日鹿児島県告示第1636号の事業地を削る。
 - (2) 使用の部分
平成10年11月20日鹿児島県告示第1636号の事業地に大字志布志町安楽字勢園、字八ヶ代、字外園、字別府、字別府上、字田尾、字船迫、字安堀、字久保、字瀬戸、字木ノ下堀、字大渡及び字長迫の各全部並びに大字志布志町志布志字塩無及び字見帰の各一部を加える。